

令和3年6月30日

にかほ市地域公共交通活性化協議会委員 各位

にかほ市地域公共交通活性化協会
会 長 本 田 雅 之
(公 印 省 略)

第2回 にかほ市地域公共交通活性化協議会
書面協議の開催結果について(報告)

夏至の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃からにかほ市の公共交通施策に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました令和3年度第2回本協議会・書面協議につきまして、ご多忙のところご審議いただきまして誠にありがとうございました。

ご審議いただいた結果、以下のとおり承認されましたのでご報告いたします。

ご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

1. 開催日

通知日 令和3年6月21日(月)

回答期限 令和3年6月29日(火)

2. 回答状況

委員数(会長を除く) 27名

回答数 27名

3. 協議結果

別 紙

【お問い合わせ先】

にかほ市地域公共交通活性化協議会

事務局 にかほ市役所 まちづくり推進課

連携推進班 佐々木亮

TEL : 43-7510 FAX : 62-9013

別 紙

令和3年6月21日付け

第2回にかほ市地域公共交通活性化協議会書面協議の結果について

【案件】

案件第1号 令和4年度地域公共交通確保維持改善計画について

承認 27名・不承認 0名

【結果】

すべての案件は原案どおり承認されました。

【ご意見等】

- ・コミュニティバスのロケーションシステムについて、利用者からの反応はどうでしょうか。新規の平沢線にも導入して利便性向上を図っていただきたいと思います。
- ・バスロケーションシステムの導入は、バス利用者の利便性向上に資するものと思いますが、利用者のメインターゲットが高齢者であれば、高齢者のスマートフォン利用状況を鑑み、バス停留所で運行状況を確認できる形が望ましいと思います。
- ・バスの乗り方教室を園児だけでなく、高齢者や障がいを持っている方々にも範囲を広げて実施し、安全な利用や利用者の拡大に繋げてはどうか。

令和3年6月30日

（名称）にかほ市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
にかほ市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
にかほ市においては、鉄道1路線、路線バス3路線、コミュニティバス5路線、タクシー会社1社により構成されている。 にかほ市コミュニティバスは、平成20年の生活バス路線廃止に伴い、代替運行としてコミュニティバス運行を開始し、交通弱者の通院や買い物のための移動手段として、きめ細かな運行を行うとともに、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、運行経路の変更や運賃の引き下げ、停留所の増設など利用者の利便性の向上に努めてきた。 しかしながら、運転免許所持者に対する自家用車の保有率は依然として高く、さらに少子高齢化や人口減少により、公共交通機関の利用者の減少がなお継続しており、行政負担の増加が見込まれている。 また、高齢者が引き起こす交通事故に関する報道が増加しており、免許返納する高齢者の増加が想定されるとともに、自らが移動手段をもたない交通弱者は潜在的に存在し、地域公共交通の役割は必要不可欠となっている。 こうしたことから、にかほ市では、持続可能な公共交通網を構築するため、平成29年3月に「にかほ市地域公共交通網形成計画」を策定し、年度の路線見直しを反映した「にかほ市公共交通マップ」の配布を行い、新規利用者の掘り起こしと、新路線の内容周知を図っている。 さらには、公共交通の利便性を高めるとともに、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）を活用することにより、幹線と連結している支線を確保・維持することで、市民の生活の「足」の確保及び外出機会の創出につながるものであり、且つ、公共交通のネットワークの再構築を図るうえで、コミュニティバス運行は必要不可欠な地域公共交通となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
にかほ市の実態に即した、将来にわたり持続可能な公共交通を目指す。また、支線である路線と幹線（路線バス等）との相互連携による、より効率的な公共交通ネットワークの構築を実現する。 なお、令和3年度にバスロケーションシステムの本格稼働を行うことで、利用者の利便性を図り、令和2年の輸送人員実績値から1%以上、それぞれの路線について輸送人員を増加させることを目標とする。 また、令和3年4月から実証運行を行っていた平沢線を、令和3年10月より本格運行させ、新規利用者の確保、利便性向上を目標とする。 しかしながら、令和4年コミュニティバス利用者55,000人の目標（地域公共交通計画策定中のため数値は据置）については、統合により閉校した小学校がスクールバス通学となったことや、新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛者の増加により、利用者の大幅な減少が見込まれる。

今後の利用者数については推移状況を検証し、地域公共交通計画へ反映していく。
(※にかほ市地域公共交通網形成計画 P16 参照)

輸送人員				
現路線	実績 【令和 2 年】 (R1. 10～R2. 9)	目標値 【令和 4 年】 (R3. 10～R4. 9)	目標値 【令和 5 年】 (R4. 10～R5. 9)	目標値 【令和 6 年】 (R5. 10～R6. 9)
院内・小出線	4,201 人	4,243 人	4,285 人	4,327 人
釜ヶ台線	7,830 人	7,908 人	7,987 人	8,066 人
大竹線	7,891 人	7,969 人	8,048 人	8,128 人
上郷・長岡線	6,580 人	6,645 人	6,711 人	6,778 人
上郷・小滝線	11,730 人	11,847 人	11,965 人	12,084 人
平沢線	3,300 人	3,333 人	3,366 人	3,399 人

※平沢線については、実証実験の実績により推計。

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を新設及び確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・各駅への接続による中心市街地の活性化
- ・既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現
- ・高齢者の外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・次年度に小学 1 年生となる園児を対象としたバスの乗り方教室を実施し、安心、安全に利用していただく学習機会を創出する。(にかほ市)
- ・コミュニティバスのバスロケーションシステムを導入する。(にかほ市)
- ・公共交通マップを作成し、市内を運行する複数の公共交通を分かり易く表示し、利用者が幅広く活用できるようにする。(にかほ市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から国県補助および運賃収入、広告収入を差し引いた経費をにかほ市で負担。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

合資会社象潟合同タクシー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和2年5月12日（第1回） ・ 令和2年7月21日（第2回） ・ 令和2年10月20日（第3回）	にかほ市コミュニティバス大竹線の運行事業者変更について書面協議にて承認を得られた。 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画について書面協議にて承認を得られた。 平沢線の新路線計画、院内小出線の路線変更及び運行ダイヤの変更、上郷長岡線、上郷小滝線の路線変更及び運行ダイヤの変更、大竹線の運行ダイヤ変更について承認を得られた。

・ 令和 3 年 1 月 6 日（第 4 回）	令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について書面協議にて承認を得られた。
・ 令和 3 年 3 月 31 日（第 5 回）	令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について書面協議にて承認を得られた。
・ 令和 3 年 6 月 4 日（第 1 回）	令和 2 年度事業決算報告、令和 3 年度事業予算計画、にかほ市地域公共交通計画策定事業について書面協議にて承認を得られた。
・ 令和 3 年 6 月 30 日（第 2 回）	令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画について書面協議にて承認を得られた。
21. 利用者等の意見の反映状況	
・ 平成 28 年度	にかほ市地域公共交通網形成計画策定に係る市民アンケート実施
・ 平成 29 年度	コミュニティバス沿線自治会長と路線再編について意見交換会を開催
・ 平成 30 年度	バスの乗り方教室事業の際に参加保育園に対しアンケートを実施
・ 令和元年度	コミュニティバス利用者へ利用者アンケートを実施。
22. 協議会メンバーの構成員	
にかほ市	・ 建設部 ・ 商工観光部 ・ 市民福祉部 ・ 教育委員会
交通事業者	・ 東日本旅客鉄道株式会社 ・ 羽後交通株式会社 ・ 合資会社象潟合同タクシー
地方運輸局	・ 東北運輸局 秋田運輸支局
都道府県	・ 秋田県観光文化スポーツ部 ・ 秋田県由利地域振興局
その他協議会が必要と認める者	・ 自治会長連絡協議会会長 ・ にかほ市商工会長 ・ にかほ市観光協会会長 ・ にかほ市社会福祉協議会長 ・ にかほ市老人クラブ連合会長 ・ にかほ市 PTA 連合会長 ・ にかほ市地域婦人団体連絡協議会長 ・ 公募委員 ・ 秋田県立大学 システム科学技術部経営システム工学科准教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1

（所 属）にかほ市企画調整部まちづくり推進課

（氏 名）佐々木 亮

（電 話）0 1 8 4 - 4 3 - 7 5 1 0

（e-mail）ryou-s@city.nikaho.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
にかほ市	合資会社象潟合 同タクシー	(1) 院内・小出線②	仁賀保 駅前	小出診 療所前	仁賀保 駅前	往 27.7 km 循環線	245日	735.0回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(2) 院内・小出線②	仁賀保 駅前	小出診 療所前	仁賀保 駅前	循環線 復 27.7 km	245日	735.0回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(3) 釜ヶ台線①	釜ヶ台	院内小 学校前	仁賀保 駅前	往 26.1 km 復 km	296日	148.0回		路線定期	②(1)	仁賀保駅前バス停留所 において、地域間交通ネット ワークJR羽越線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(4) 釜ヶ台線②	仁賀保 駅前	小出診 療所前	釜ヶ台	往 25.6 km 復 26.2 km	296日	592.0回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(5) 釜ヶ台線③	仁賀保 駅前	院内小 学校前	釜ヶ台	往 28.2 km 復 km	296日	296.0回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(6) 大竹線①	金浦駅	大竹	仁賀保 駅前	往 24.5 km 復 24.5 km	245日	1102.5回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(7) 上郷・小滝線①	象潟駅 前	松ヶ丘	湯の台	往 20.4 km 復 20.4 km	296日	740.0回		路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(8) 上郷・小滝線③	象潟駅 前	旭塚・小 滝	湯の台	往 16.7 km 復 16.7 km	245日	122.5回		路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(9) 上郷・小滝線④	象潟駅 前	旭塚・小 滝	湯の台	往 12.7 km 復 km	296日	148.0回		路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(10) 上郷・長岡線②	象潟駅 前	長岡・長 岡倉庫 前	湯の台	往 16.3 km 復 16.3 km	296日	444.0回		路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	③
	合資会社象潟合 同タクシー	(11) 平沢線②	芹田	仁賀保 駅前	はまな す団地 前	往 11.6km 復 11.6km	245日	857.5回		路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所 において、地域間幹線系 統本荘象潟線に接続	①

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	にかほ市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	19,544
交通不便地域	25,324

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
25,324	にかほ市全域	過疎法第2条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
にかほ市地域公共交通網形成計画	平成29年3月31日	平成30年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)